

湯沢市地域行動プログラム

－概要版－

地域行動プログラムは、人口減少という急激な社会構造の変化に対応した「これからのコミュニティ」の再構築を図り、市民一人ひとりが、地域内で役割と生きがいを持ち、楽しく生きいきと暮らせる地域づくりを目指すことを目的として、令和3年2月に策定しました。

この概要版は、その内容を分かりやすく、少しでも多くの市民の皆さんに知っていただきたいと思い作成しました。

「地域づくり」には、正解やゴールは無く持続可能性が重要です。市では、“安心して暮らせる” “住んでよかった” というような地域づくりに、市民の皆さんと一緒に取り組んでいきます。

地域づくり活動の現状と振り返り

地域自治組織のあるべき姿を見据えた組織の強化

地域マネジメント体制の推進

課題解決（協働）に向けた進め方

2021年2月
湯沢市

STEP 1
導入期

機運を醸成し、
地域活動への参
画を推進

STEP 2
成長期

地域課題の解
決と地域資源
の活用を推進

STEP 3
成熟期

組織の再構築に
よる自律型経営
の推進

地域づくり活動の現状と振り返り

1. 地域づくり活動の現状

市では、地域自治組織と活動の拠点となる地区センターが一体となった特色ある地域づくりを進めたいと考え、令和元年度に地域全体の課題を含め市内 23 地域の地域自治組織と意見交換会を開催しました。

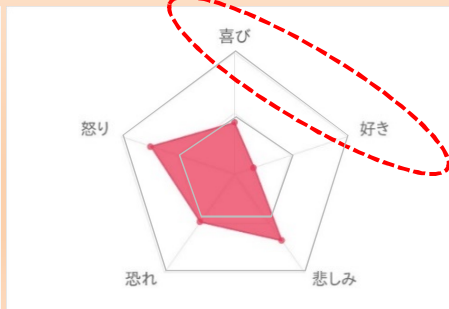
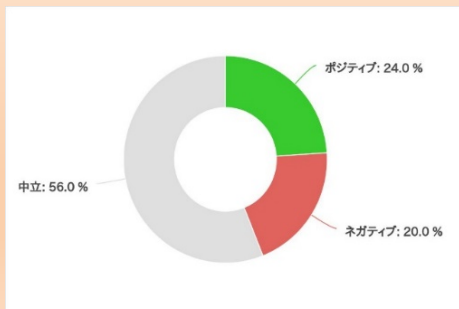
意見分析から中立的な意見が多い一方で、地域活動に対する“喜び”、“好き”という感情や意識が乏しいことから、活動に対する当事者意識（自分ごと）が薄く、形骸化を進めている要因となっていることが分かります。

■主な意見内容

- ・急激な空き家の増加
- ・高齢世帯等の除排雪対応
- ・通院等の移動手段の確保（免許返納による）



■地域自治組織からの意見分析



意見から出たキーワードの
ポジショニングマップ

2. これまでの施策の振り返り

市では、こうした地域住民の自発的な活動を支援するため、地域づくり事業交付金や参加・協働のまちづくり提案型補助金による財政支援を行っています。

人的支援策としては、平成 19 年 1 月に地域自治組織支援職員制度を創設し、市職員が地域自治組織活動に参画する体制を整備しながら、市民による主体的な地域づくり活動を支援しています。

3. 目指すべき「協働」の姿

今後の目指すべき「協働」は、地域の様々な課題に対し、地域住民自らが議論し対策を考え、行政と連携しながら協働で解決していくことであり、その体制づくりを推進します。

自治組織のあるべき姿を見据えた組織の強化

1. 地域づくりの視点（地域自治組織のあるべき姿）

i より広範な地域づくり活動（特色ある地域づくり）

- ・ 課題等の把握に向けた支援（全住民アンケート等の実施）
- ・ 地域づくりのノウハウを持つ専門人材の派遣等の支援
- ・ 地域の課題解決に向けた方策協議の場の整備
- ・ 多様な主体との共創に向けた取り組み支援

ii 地域と行政とのパイプ役（相互連絡の強化）

- ・ 地域課題に応じたプロジェクトチームの設置
- ・ 地域と行政との適切な役割分担の明確化
- ・ 町内会等との連携体制の強化

iii 地域と行政との連携強化（パートナーシップ）

- ・ 課題解決に向けた共助の取組状況の報告会
- ・ 課題解決に向けた適切な情報の提供
- ・ 地域づくりに向けた議論の進捗の共有化
- ・ 先駆的地域が取り組む事業の横展開支援

iv 地域コミュニティの活性化

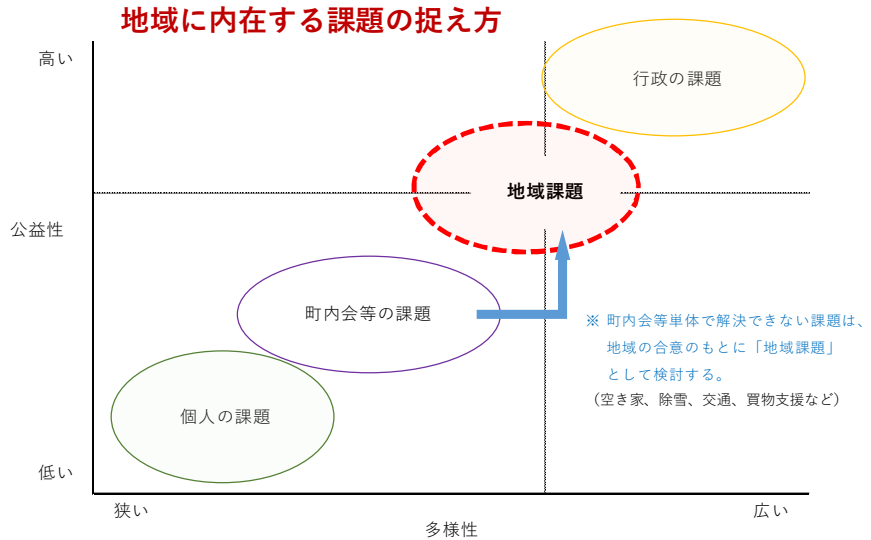
- ・ 地域における移動手段の確保
- ・ 地域における福祉体制の促進
- ・ 地域における防災体制の構築の促進
- ・ 持続可能な地域コミュニティのあり方の検討
- ・ 町内会等への支援



2. 地域課題の解決に向けた進め方

市民一人ひとりが身近な課題を解決するに当たって、まず自分でできることは自分で、自分でできないことは町内会等で、町内会等でできないことは地域で、地域でできないことは、市へ要望や解決策を提案します。

協働は、それ自体が目的ではなく、具体的な目標達成のための手法であるため、「進め方」が重要となります。



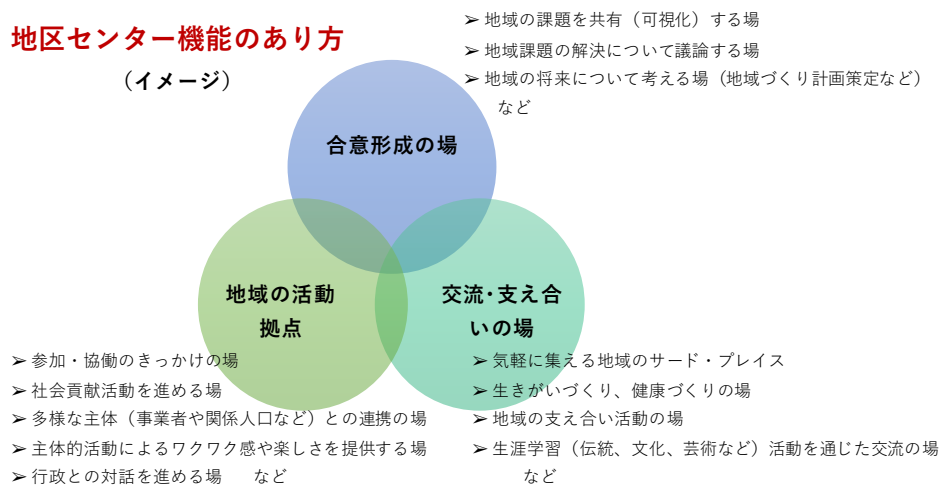
3. 地区センター機能のあり方

公共施設再編計画に基づき、地域住民に必要な活動拠点として、その機能は維持・存続をしていくこととしています。

まずは、地域との対話と将来を見据えた「地域づくり計画」の策定を最優先とし、その中で必要な活動拠点のあり方について検討を重ねながら地域事情に合わせ、公共施設の地域化を推進していくこととします。

地区センターとしての公共施設の地域化は、公共施設を地域開放していくことを前提に、地域の実情に応じた管理運営体制を目指します。

地区センター機能のあり方 (イメージ)



4. 地域づくり人材の育成について

湯沢市まちづくりコーディネーター※の育成を図りながら、地域づくり人材としての横展開を図っていく必要があります。

また、地域との関わりの大切さを教育段階から行うことも重要であり、児童・生徒が地域の学びの場や地域行事へ参加することにより、早期に地域人材の育成を図ることが大切です。

※「湯沢市まちづくりコーディネーター」とは、専門的な知識を有した者で、市が公式に認定した方です。

5. 財政支援について

地域自治組織交付金、提案型補助金の見直しを検討し、地域の課題解決に向けた取り組みへの支援に重点配分していきます。

また、新たに「まちづくりファンド（基金）」を創設し、まちづくり活動を行う各種団体への安定的な財政支援ができるような仕組みを検討します。

6. 人的支援について

各種セミナーにより地域の担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、まちづくりコーディネーターなど専門的知識を持った人材を確保しつつ、モデル地区を選定し、地域自治組織の体制強化及びまちづくり計画策定（改定）への派遣型支援を行っていきます。

また、地区センター等がない地域自治組織へは、事務的支援を検討していきます。

7. 協働基盤の確保について

地域外との連携や関係人口の受入れにより、地域づくり活動に関わる方を増やすとともに、NPOなどの中間支援組織の創設や事業化に向けた支援など、協働基盤の確保について推進していきます。

8. 協働の評価の仕組みについて

効果的に市民と行政の協働を進めるための仕組みづくりとして、地域づくり活動に対する新たな評価制度の創設を検討します。



地域マネジメント体制の推進

1. 支援職員制度の強化

積極的に地域づくり活動を支援し、かつ、地域づくりの具体的な方策を見いだすことができる職員を育成します。

また、継続して研修する仕組みを検討するとともに、住民と一緒に考える機会を増やすため、人材育成セミナーを開催していきます。

2. 庁内推進体制の強化

地域課題の解決に向けた庁内横断的な取り組みを行うとともに、安全安心な暮らし、地域づくり、地域福祉等の包括的な地域支援体制の構築が必要です。

必要な情報や知識を収集・学習する拠点として、生涯学習センターや図書館と連携を図りながら、地域課題を解決するための様々な講座等を開催していきます。

3. 地域自治組織の体制強化への支援

地域のくらしを支える取り組みに対応するため、組織内にテーマに応じたプロジェクトチームを設けるなど地域自治組織の体制強化へ向け、まちづくりコーディネーターなど専門的知識のある人材を派遣し支援していきます。

また、地域の担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、自分ごととして地域づくりに関わる市民を増やすために人材育成セミナーを開催していきます。

4. まちづくり計画策定（改定）への支援

地域の魅力や現状を把握するため、中学生以上を対象とした全住民アンケートを実施する地域や、地域の魅力・課題を集約分析し、まちづくり計画を策定（改定）する地域に対し、まちづくりコーディネーターなど専門的知識のある人材を派遣し支援していきます。

5. 情報発信・共有の強化

地域が取り組んでいる課題解決に向けた事業については、市から適切な時期に必要な情報を提供するとともに、地域自治組織では課題解決に向けた取り組み状況について報告会を行うなど、地域づくりに向けた情報の共有を図っていくことが有効的です。

また、地域が先駆的に取り組んでいる事業については、他地域へ積極的に情報を発信し、市内全域に事業が広がっていくよう横展開の支援を行っていきます。

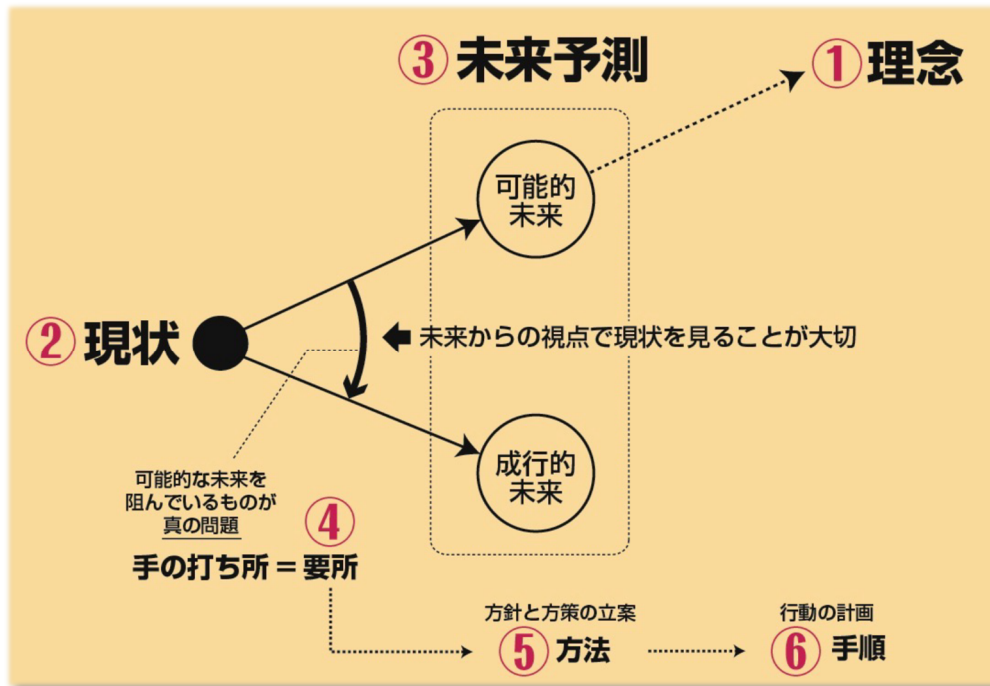


課題解決（協働）に向けた進め方

区分	主な実施項目	スケジュール		
		フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
① 課題の収集・集約	意見交換			
	まちあるきワークショップ	↔		
	全住民アンケート			
	まちづくりコーディネーター や支援職員の派遣	●		
② 課題（実情）の見える化	世代別・男女別の集計	↔		
	課題を分野別に整理			
	適切な情報の提供	●		
③ 町内会等での合意形成	地域自治組織から町内会等への フィードバック	↔		
④ 事業の整理・統合と決定	年間行事や会議などの見直し			
	分野横断・分野連携の取組み		↔	
	事業の役割分担			
	地域づくりに向けた議論の進捗の共有		●	
⑤ まちづくり計画書の作成	重要度・緊急度の検討			
	やるべき事業の決定		↔	
	理解しやすい計画書の作成			
	まちづくりコーディネーター や支援職員の派遣等		●	
⑥ 地域への周知	計画書・概要版の全戸配布		↔	
	各町内会等への説明			
⑦ 市長への届け出	計画書の届け出		↔	
	計画書の公開・PR		●	
⑧ 事業の実施	具体的実施方法の明示			
	スケジュール検討			↔
	事業への取組み			
	地域自治組織交付金の交付			●
	支援職員の派遣			
⑨ 事業の振り返り・見直しなど	事業効果や改善点の話し合い			↔
	次年度への反映			
	活動報告会の開催			●
	事業の横展開支援			

地域自治組織の基本的な取組み / 市の基本的な取組み

まちづくり計画を組み立てる際のステップアップ



出典：NPO 法人まちづくり学校 「未来デザインとプロセスの組み立て方」

地域活動として大切なことは、地域の課題解決へ向けた取り組みのほかに、「今ある地域資源」＝「まちの宝物」を生かし地域の魅力を再発見することにあります。そこから、地域にしか存在しない魅力に気づき、地域への愛着心が生まれてきます。

地域の中に埋もれてしまっている「まちの宝物」を発見し、「まちづくりの種」として育てていく作業を行っていくことが、地域づくりにつながっていきます。

発行



YUZAWA
CITY

湯沢市協働事業推進課

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

TEL 0183-55-8249 FAX 0183-73-2117

E-mail kyodo-gr@city.yuzawa.lg.jp